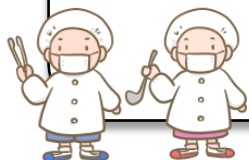


公立中学校に在籍する第3子以降の 学校給食費が無償になります！

（令和8年4月から令和9年3月まで）



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の中学校期間における木更津市立中学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、「令和8年度木更津市公立中学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」から申出してください。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、市立中学校における全ての世帯に配付しています。

申出は年度ごとに必要となりますので、対象となる場合は必ずお手続きください。

※昨年度までは、対象と思われる世帯に、第3子以降無償化の案内を個別に郵送していましたが、**令和8年度は個別郵送による案内は行いません。対象になるか不明な場合は、学校給食課までお問い合わせください。**（対象となる場合でも申出がないと無償化は適用されませんので、ご注意ください。）



申出はこちらから

<https://logoform.jp/form/2dPg/1528064>

無償化の対象となる保護者

以下の①から③を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が木更津市立中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 国や県及び市の補助制度により、学校給食費の全額補助を受けていない。

例：生活保護、就学援助 **※申請予定、申請中の方でも給食費無償化の申出をしてください。**

※【重要】令和8年4月から、国の施策として、公立小学校の学校給食費に係る「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」が開始されたことに伴い、令和8年度は、小学校給食費の保護者負担はありませんので、本市の第3子以降無償化(市制度)は「中学校のみ」となります。ご兄弟がいる場合はご注意ください。

【第3子以降の学校給食費無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	25歳被扶養者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第3子 (第4子は本制度の対象外)
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	該当なし
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	該当なし
例4	20歳就労者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	該当なし
例5	市立中学生	市立中学生	市立小学生		該当なし
例6	私立高校生	県立中学生	市立中学生		第3子

申 出 方 法

- ① 「申出用二次元コード」をスマートフォン等で読み取り、「令和8年度木更津市公立中学校給食費第3子以降の無償化申出フォーム」に入り、必要事項を入力してください。
- ② 申出フォームに入力した扶養している子のうち、木更津市立中学校に現に在籍している子を除いた全ての子の、健康保険の資格情報のわかるものの画像を添付してください。
※「健康保険の資格情報のわかるもの」とは以下①または②のいずれか
(健康保険証及びマイナンバーカードは不可)
①保険者より発行される資格確認書、②マイナポータルログイン後の健康保険証情報
- ③ 送信ボタンを押下し、「送信完了」と表示されたら完了です。

申 出 期 限

給食費無償化の当初申出期限：令和8年4月30日（木）※必着

申 出 後 の 対 応

申出内容の確認結果のお知らせを送付しますので、ご確認ください。

年度途中の申出について

当初申出期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに満たすこととなった等の場合、速やかに申出してください。申出が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

… 市外・県外から転入してきた … 扶養する子が増えた

○ 申出に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

年度途中に申出内容に変更が生じた場合

提出した申出書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、「木更津市公立中学校給食費第3子以降の無償化申出事項変更届」を速やかに学校給食課に提出してください。

ご不明点等あれば、お問い合わせ先までご連絡ください。

申出フォームから申出できない場合

市公式ホームページから「木更津市公立中学校給食費第3子以降の無償化申出書」をダウンロードし、学校給食課に提出してください。

ダウンロードできない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



市公式ホームページ

ご提出先・お問い合わせ先
木更津市教育委員会
教育部学校給食課（TEL 0438-23-8440）
担当 清水・高梨・河部